

信濃町ふれあい広場しなの指定管理者業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、信濃町ふれあい広場しなのの設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）及び同規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定管理者が行なう業務の詳細について定めるものとする。

2 対象物件

- (1) 名称 信濃町ふれあい広場しなの いこいの家 及び ウェルネス倶楽部
- (2) 所在地 長野県上水内郡信濃町大字平岡 2 2 3 番地 1

3 管理運営に関する基本方針

- (1) 施設の設置目的は、町民の健康増進、若人の定着と心身の健全育成及びスポーツと文化の振興であるため、この設置理念に基づいた管理運営を行なうこと。
- (2) 特定の個人、団体に対し不利又は有利になるような取扱いをせず、利用における公平性を保つこと。
- (3) 施設の機能、特性を十分に把握したうえで、すべての施設を清潔にし、かつその機能を正常に保持し、利用者が安全で快適に利用できるよう、常に適正な施設の衛生管理・維持管理及び運営管理に努めること。
- (4) 事業計画書等に基づき、適正に、効率的かつ効果的な管理運営を行ない、経費節減に努めること。
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用しやすい施設であることに努めること。
- (6) 住民や組織、事業者と良好な関係を維持すること。
- (7) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

(8) 個人情報及び本業務における情報の保護を徹底すること。

(9) 信濃町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び信濃町（以下「町」という。）の施策としての事業に、積極的に取り組むこと。

4 法令等の順守

指定管理者は、指定期間における管理運営業務の実施にあたり、本書に示す管理基準を満たした施設の管理運営を行なうとともに、次の各項に掲げる法令等に従わなければなりません。また、指定期間中、関係法令に改正があった場合は、改正した内容を仕様とします。

- (1) 地方自治法
- (2) 建築基準法、消防法など施設維持管理に関する法令
- (3) 国・遊泳用プールの衛生基準、プール安全標準指針
- (4) 長野県遊泳用プール指導要綱
- (5) 長野県公衆浴場自主管理の手引き
- (6) 信濃町ふれあい広場しなのの設置及び管理等に関する条例及び規則
- (7) 男女平等に関する法令、並びに雇用及び労働に関する法令
- (8) 個人情報の保護に関する法律、信濃町個人情報保護法施行条例及び規則
- (9) 信濃町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則
- (10) 信濃町地域防災計画
- (11) その他管理運営に適用される法令等

5 対象施設の概要・開館時間・料金等

<いこいの家> 建設時期：平成2年7月完成

いこいの家 (入浴・集会施設) ・保健所届出許可番号： 2長保環第64-2号 ・連日使用型循環浴槽水 (現状) ・防火対象物(要定期点検) ・塩素管理：直接投入(現状)	鉄骨造 平屋建 屋内テラス部有 建築面積 998.4 m ² 延床面積 696.96 m ²	
	浴室	男女各1
	脱衣所	
	トイレ	男女各1、多目的1
	来場者 施設	和室 大 2室 各50畳 ふすま仕切 和室 小 1室 10畳 洋室 1室 ホール内 仕切なし 子供用プレイスペース 1か所 ホール内 障子仕切可 調理室 1室 水道、LPガス台各2か所 等
管理部	事務室 1室 宿直室 1室 倉庫 3室 機械室 1室 ロッカー室 1室 展示スペース 2か所 屋内テラス部	
グラウンド(多目的広場)	約10,000 m ² 砂地 左翼86m 右翼80m 中堅96m 野球ダグアウト付 軟式野球、ソフトボール、サッカー 等	
屋外マレットゴルフ場	36ホール パー144 林間コース	
屋外ゲートボール場	3面	
屋外バーベキューハウス	1棟 芝生広場内	
屋外炊事場	1棟 芝生広場内	

車庫兼物置	1 棟 67.2 m ²
屋外便所	1 棟 20.3 m ²
あずまや	1 棟 16 m ²
屋外遊具関連	滑り台 2 基 (ステンズ 1、ローラー 1) コンビネーション遊具 3 基 (幼児用 1、他 2) ベンチ 2 基
駐車場	3,440 m ² 無料 ウェルネス倶楽部兼用

休館日及び営業時間 いこいの家	休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) 12 月 28 日～1 月 4 日 営業時間 浴場 午前 10 時 30 分～午後 4 時 その他 午前 9 時～午後 5 時 但し 6 月 1 日～8 月 31 日までは 午前 11 時～午後 7 時
屋外施設	休 日 休日を定めないが、冬期は実質使用不可 営業時間 規定なし。原則としては、いこいの家に準ずる形で、内規的に処理

<ウェルネス倶楽部> 建設時期：平成 4 年 10 月完成

全般 防火対象物	鉄骨造 地上 1 階 地下 1 階 敷地面積 40,800 m ² 建築面積 1,787 m ² 延床面積 1,881 m ² 更衣室 男女各 1 36.44 m ² シャワーブース各 2 付
-------------	---

	トイレ 男女各 1 17.33 m ² 、多目的 1 2.69 m ²
来場者施設（地上 1 階） 屋内温水プール	スロープ有 11m×25m 5 コース（内 1 コースは子供用） 水深 1.15～1.35m（上記子供用コースは高さ 0.4mのフロア入り） プールサイド 368.96 m ² 採暖室 1 室 8.88 m ² トイレ 男女各 1 2.27 m ² シャワースペース 1 か所
多目的アリーナ	人工芝張 652.33 m ² バレーボール・テニス・ゲートボール各 1 面／バドミントン 3 面 等 倉庫 1 室 18.74 m ²
アスレチックジム	板張 133.38 m ² トレーニングマシン ・トレッドミル 1 台・エアロバイク 6 台 ・油圧式器具 6 台 エプティカルウォーカー、バタフライマシン、ベンチプレス/ロウ AB/AD ヒップマシン、ダブルニー、スクワット 倉庫 1 室 17.14 m ²
屋外小プール	遊技用噴水付 86 m ²
管理部（地上 1 階）	事務室 1 室 26.88 m ² ロッカー室 1 室

	機械室 1 室 (採暖室暖房機器管理)
(地下 1 階)	機械室 1 室 (プール水、室内空調管理) 112.34 m ²
(屋外小プール地下部)	機械室 1 室 (屋外小プール水、噴水管理) 59.73 m ²
(地下 危険物施設)	地下タンク貯蔵所 灯油 3,000 リットル 1 基 鉄製、直接埋設、外面さび止め塗装

休館日及び営業時間 ウェルネス倶楽部	<p>休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) 12月28日～1月4日</p> <p>営業時間 アリーナ 午前9時～午後9時30分 アスレチックジム //</p> <p>屋内プール 午後2時～午後9時30分</p> <p>備考 ・4月、7月、10月 屋内プール清掃のため 臨時休館日を設定 (各3日間) ・屋外小プールは夏期のみ営業</p>
-----------------------	--

<料金> 信濃町ふれあい広場しなのの設置及び管理等に関する条例に基づく

いこいの家

(単位 円)

区 分		1 時間	1 回 (1 日)
入館料	個人		210
大広間一室	専用	830	—

小部屋一室	専用	310	—
-------	----	-----	---

就学前児童の入館料は無料とする。ただし、町外の就学前児童の入館料は有料とする。

いこいの家付属 屋外スポーツ施設

(単位 円)

区 分		使用料金		
多目的広場	個人又は団体	無料		
	町外者専用	午前 3,310	午後 3,310	1日 6,620
ゲートボール場	個人又は団体	無料		
	町外者 1人につき	320		
マレットゴルフ場	個人又は団体	無料		
	町外者 1人につき	320		
バーベキューハウス	町外者	1棟につき 1,040		

※屋外遊具は使用料無料

屋内スポーツ施設 (ウェルネス倶楽部)

(単位 円)

区 分		使用料金					
		1回券	6回券	半年券		年間券	
温水プール	一般	420	2,130	8,380	町外者 13,600	14,600	町外者 24,000
	中学生以下	210	1,060	4,190	町外者 6,800	7,300	町外者 12,000

	町内の小学校 3年生以下	無料	
	専用料金	1時間あたり	5,500
アリーナ	個人	1時間あたり	100
	専用料金	1時間あたり	1,100
アスレチックジム	個人	1時間あたり	100

- 1 温水プールの専用使用時間は、午前9時から正午までとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。この場合、時間外専用料金は1時間当たり6,600円とする
- 2 中学生以下には、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の4年生から6年生までの児童並びに義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の生徒を含む。
- 3 町内に住所を有する小学校3年生以下には、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の1年生から3年生までの児童並びに幼児を含む。
- 4 アリーナを専用して使用する場合は、個人の使用料に専用料金を加算した額を使用料とする。ただし、町民がアリーナを専用して使用する場合は1時間を超えて予約する場合とする。
- 5 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

6 管理の基準

(1) 休館日、営業時間、料金等について

休館日及び営業時間は、「3 対象施設の概要・開館時間・料金等」に記載したとおりとする。

ただし、指定管理者の提案により、協議のうえ教育委員会が認めたときは、条例で

定める範囲内で変更することができるものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合はその取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

(3) 守秘義務

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用しないこと。指定期間終了後も同様とする。

(4) 賠償責任と保険の加入

指定管理業務の実施にあたり、教育委員会の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設設置者である教育委員会が賠償責任を負うが、指定管理者が行なう管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が責任を負う。

このいずれの理由にもよらない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について両方で協議する事とする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、教育委員会は指定管理者に対して損害を請求することができる。

以上により、指定管理者は、想定される損害賠償責任に対応できるよう任意の保険に加入すること。

(5) 危機管理対策について

- (ア) 緊急時対策、防犯・防災対策について具体的に検討するとともに、マニュアルを作成し、定期的に職員の指導及び訓練を行うこと。
- (イ) 防火管理者及び消防計画を定め、法に沿った適切な防火管理を行なうこと。
- (ウ) 急病人や事故者が発生した場合は、迅速かつ適切に応急手当を行ない、速やかに教

育委員会へ報告すること。

(エ) 火災、災害等の不測の事態に際しては、必要に応じて避難及び誘導等の指示を行ない、利用者の安全を確保すること。

(オ) 信濃町地域防災計画により、ふれあい広場しなのいこいの家は避難所に、グラウンドは災害対策用ヘリポートに指定されている。災害時にはこれら施設の提供とともに、人的援助も積極的に行うこと。必要な事項は、指定管理者と教育委員会が別途協議するものとする。

7 人員の配置

(1) いこいの家

(ア) いこいの家職員に必要な資格は次のとおりとする。

- ・ 防火管理技能者（ウェルネス倶楽部 兼務可）

(イ) いこいの家に勤務する職員が持っている望ましい資格（又は同等以上）等は次のとおりとする。

- ・ 普通救命講習受講者（消防局）
- ・ 2級ボイラー技士
- ・ 除草機器、除雪機器を扱えること。
- ・ 花き、芝生、樹木等の管理を適切に行えること。

(ウ) いこいの家に、施設の統括管理及び教育委員会との連絡調整を行う総括責任者1名を設定し、円滑な業務運営と連絡調整の実施を確保すること。

(エ) 一般職員を2名以上配置すること。（総括責任者と兼務可）

(2) ウェルネス倶楽部

(ア) ウェルネス倶楽部職員に必要な資格は次のとおりとする。

- ・防火管理技能者（いこいの家 兼務可）
 - ・危険物取扱資格者（3,000ℓ地下灯油タンク管理）
- （イ）ウェルネス倶楽部に勤務する職員が持っていると思われる資格（又は同等以上）等は次のとおりとする。
- ・普通救命講習受講者（消防局）
 - ・プール衛生管理者講習受講者（公益社団法人日本プールアメニティ協会）
 - ・プール施設管理士講習会受講者（公益社団法人 日本プールアメニティ協会）
 - ・2級ボイラー技士
- （ウ）ウェルネス倶楽部に、施設の統括管理及び教育委員会との連絡調整を行う総括責任者1名を設定し、円滑な業務運営と連絡調整の実施を確保すること。
- ・プールの衛生及び管理の実務を担当するプール衛生管理責任者を置くこと。
 - ・プール監視員は、一定の泳力を有し、必要な知識を学び監視業務を遂行できる者を常時3名以上配置すること。（総括責任者・プール衛生管理責任者 兼務可）配置人員数は、利用状況により財団法人日本体育施設協会発行の「プール運営・監視法の安全ガイドライン」等を参考に、統括責任者が調整すること。
 - ・上記人員配置については、勤務割振表を作成し、管理運営を適切に実現すること。

8 業務

（1）施設全般の運営業務について

- （ア）利用者の安全を確保し、適切に管理運営することができる人員の配置を行なうこと。
- （イ）現勤務者の継続的雇用について配慮すること。
- （ウ）業務に従事する従業員全員の氏名及び経歴書（資格を有する場合は資格書の写しを添付）を提出し、変更がある場合はその都度変更の届出を行うこと。
- （エ）配置された担当者について、業務を行うにあたり不適切と認められる場合は、教育委員

会はその交代を指示することができる。

(オ) 指定管理者が業務を一体的に委託することは認めないが、一部業務を再委託する場合は、教育委員会と事前協議のうえ、計画に盛り込むことができる。

(カ) 保健所による水質検査、消防署による立入検査等、外部機関の検査に適切に対応すること。

(キ) 健康増進法第 25 条の趣旨をふまえて、施設屋内は全面禁煙とし、受動喫煙の防止を徹底すること。

(ク) 利用促進を図るため、施設案内パンフレットを作成・配布するほか、町広報誌並びにインターネット、オフトーク放送、マスコミ等を活用すること。

(ケ) 一般貸出等施設用の利用に関すること

- ・開館日及び営業時間は「4 管理の基準 (1) 休館日、営業時間、料金等について」

のとおりとする。

- ・条例に基づき、施設等を利用する団体等の受付、許可、制限、取り消し等を行う

- ・備品の貸出等に関する業務を行うこと。

- ・忘れ物等拾得物管理及び返却に関わる業務を行うこと。

(コ) 施設維持管理に関すること

- ・屋内外の施設すべてについて、常時利用者が清潔・快適に使用できる状態を保つため維持管理を行ない、これにかかる支払を行うこと。

- ・施設修繕について、軽易なものは指定管理者が負担する。30 万円以上の修繕については原則として教育委員会が主たる責任を負うが、両社協議により対応する。

(サ) 利用料金の徴収に関すること

- ・利用料金は「4 管理の基準 (1) 休館日、営業時間、料金等について」のとおりとする。

- ・条例に基づき、ふれあい広場しなのの利用者から利用料金の徴収を行なうこと。利用

料金は、地方自治法及び信濃町ふれあい広場しなのの設置及び管理等に関する条例の規定により、指定管理者の収入とする。

- ・徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成し管理すること。
- ・つり銭及び両替金を用意し、必要な帳簿を作成し管理すること。
- ・減額又は免除による利用料金相当分について、教育委員会は指定管理者への補填は行わない。
- ・免除基準は条例に基づくが、公平性を保つこと、免除実績のある団体・個人については原則として引き続きこれを認めることを前提とする。

(シ) 物品の管理に関すること

- ・原則として備品については、教育委員会が購入し、指定管理者は、備品台帳による管理を行なうこと。責任分担の詳細は協定締結時に協議する。
- ・原則として消耗品については適宜指定管理者が購入し、管理を行なうこと。責任分担の詳細は協定締結時に協議する。

(ス) 文書の取り扱いに関すること

- ・指定管理業務に関わるもので、自らが作成し又は取得した文書に関する取扱い等については、教育委員会の指示に従い適切に管理すること。

(セ) 救命救急業務

- ・事故発生の際は、速やかに状況を判断し応急処置を施すとともに、遅滞なく教育委員会へ連絡すること。
- ・軽度な負傷の場合は備え付けの医薬品で処置すること。
- ・重症と判断される場合は速やかに救急通報し、救急車が到着して引き継ぐまで、できる限りの応急手当をすること。
- ・事故の防止及び事故発生時の適切な対応のため、安全管理、救急対策等の研修及び訓練に、全職員を定期的に参加させ実施すること。

(2) いこいの家 運営業務について

(ア) 総括責任者の業務

- ・ いこいの家施設全般の運営についての総括と町並びに教育委員会との連絡調整
- ・ いこいの家施設の防犯、防災、鍵の管理
- ・ 職員の指揮監督及び資質向上に努めること
- ・ 業務報告書等必要な書類の作成、提出、管理を行なうこと。

(イ) 一般職員の業務

- ・ 施設全般の運営業務（上記⑧1）の他、運営維持管理に必要な業務

(3) ウェルネス倶楽部 運営業務について

(ア) 総括責任者の業務

- ・ ウェルネス倶楽部施設全般の運営についての総括と教育委員会との連絡調整
- ・ ウェルネス倶楽部施設の防犯、防災、鍵の管理
- ・ 職員の指揮監督及び資質向上に努めること
- ・ 業務報告書等必要な書類の作成、提出、管理を行なうこと。

(イ) プール衛生管理責任者の業務

- ・ プールの水質管理、設備管理、疾病や事故の予防に責任を持ち、施設の安全な維持管理運営に努めること。

(ウ) プール監視員の業務

- ・ プールエリアの監視、巡回、安全管理、防犯及び秩序維持に努めること。
- ・ プールエリアでの事故等を防止するため、施設で定められた禁止事項や注意事項を利用者へ周知し、違反者に対しては迅速かつ適切に対処すること。
- ・ 危険個所を認識し、対処方法を習得して業務にあたること。

(エ) その他業務

- ・勤務者は、施設全般の運營業務（上記⑧ 1）の他、運営維持管理に必要な業務を行う。

9 指定管理料

指定管理料上限額（予定）は、令和 8 年度 30,800,000 円、令和 7 年度 30,800,000 円、令和 8 年度 30,800,000 円以内とし、3 年間で 92,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

なお、金額については議会議決により変更される可能性がある。

（1）指定管理料の支払い

会計年度(4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)を基準に、年 4 回の分割とする。

（2）教育委員会が支払う指定管理料に含まれるもの

- （ア）業務従事者の人件費
- （イ）事務用品、業務用消耗品費、事業実施に必要な経費等
- （ウ）施設維持管理費
- （エ）研修及び講習会、行事等に要する経費
- （オ）その他運營業務に要する経費

（3）指定管理者の収入として見込まれるもの

- （ア）指定管理料
- （イ）利用料金
- （ウ）自動販売機電気料及び売上手数料
- （エ）窓口でのタオル、鉛筆、水着等売上料
- （オ）利用者コピー料金等雑入
- （カ）指定管理者自主事業による収入

（自主事業に係る収支は、指定管理料の収支に含めないこととする。また、支出が収

入を上回った場合に、指定管理料から補填することはできないこととする。ただし、指定管理料算定の際、その他収入の中に、自主事業に係る収益分を算入することは可能とします。)

(4) 指定管理料算定の考え方

指定管理料 = 管理運営経費合計額 - 収入 (上記 (3) イ～オ)

※カも算入可能

(5) 指定管理料の変更

指定管理料は特別な理由がない限り変更しない。ただし、物価水準の急激な変動及び法令等の改廃その他急激な社会環境の変化により、指定管理料に著しく不足を生じる恐れがあると認められるときは、その対応について教育委員会と指定管理者の間で協議するものとする。

10 協定の締結

議会の議決をもって指定管理者を指定した後、信濃町と指定管理者は業務を実施するうえで必要な詳細事項について協議を行ない、これに基づき協定を締結する。

11 事業計画

指定管理者は、毎月、業務日ごとに業務従事者の配置及び実施する業務の内容を計画し、あらかじめ教育委員会へ提出すること。

12 事業報告等

(1) 指定管理者は、4月1日から翌年3月31日までを事業年度とし、毎年度終了後、信濃町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第9条に記載する事業報告書を、教育委員会に提出すること。

- (2) 日時の利用記録として、施設の利用者数、利用料金収入等を記録すること。
- (3) 月次報告として、事業実施状況、施設利用実績（利用者数、利用率、利用料金収入等）、管理業務の実施状況等を取りまとめ記録・報告すること。
- (4) 年次報告として、月別の事業実施状況、施設利用実績、管理業務の実施状況等を取りまとめ記録し、年度終了後 60 日以内に報告すること。
- (5) 事業報告書のほかに、管理業務及び経理状況に関して、定期的に、又は必要に応じて報告すること。
- (6) 施設の保守点検報告、修繕、利用者のクレーム対応報告については、報告サイクルを教育委員会と協議のうえ、別途報告すること。

13 立入検査

- (1) 教育委員会は、必要に応じ、施設・物品・各種帳簿等の管理運営について検査を行う。
指定管理者は、合理的な理由なくこれを拒否できないものとする。
- (2) 事業報告及び立入検査に基づき、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、教育委員会は必要な指示を行なうことができることとする。
- (3) 教育委員会は、指定管理者が指示に従わない場合又は指示によっても業務内容に改善が見られない場合は、指定の取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。この場合の措置は「15 業務の継続の困難になった場合の措置」に準ずる。

14 引き継ぎ及び準備行為の実施

- (1) 協定締結後、業務開始までに速やかに事務引き継ぎ、各業務の準備行為を行なう。
- (2) 引き継ぎ及び準備行為の実施に要する費用は、指定管理者の負担とする。
- (3) 指定期間終了後は、次期指定管理者が円滑に施設管理業務を遂行できるよう、適正な引き継ぎ業務を行なうこと。

15 原状回復

指定管理者は、指定期間終了後、教育委員会の指示に基づき施設等を原状に復して教育委員会へ引き渡さなければならない。

16 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。その場合の措置については次のとおりとする。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、またはその恐れが生じた場合には、教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告等を行ない、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、教育委員会は指定管理者の指定の取り消し又は業務の一部停止を命ずることができるものとする。

(2) 指定が取り消された場合の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、業務の一部が停止された場合、指定管理者は教育委員会に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他教育委員会又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、教育委員会と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行ない、継続が困難と判断した場合、教育委員会は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとする。

17 その他注意事項

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、事前に教育委員会と協議を行なうこと。各規定等がない場合は、教育委員会の諸規定に準じ、又はその精神に基づき業務を実施することとする。
- (2) 現勤務者の継続的雇用について配慮すること。業務を遂行する上で新たに発生する雇用については、率先して地元雇用を図るとともに、高齢者及び障がい者雇用に配慮することとする。
- (3) この仕様書に記載がない事項のほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、教育委員会と協議し決定することとする。

18 各施設の主な設備管理機器 等

いこいの家

浴槽水管理	1 基 真空式温水ヒータ MSV-20010 (灯油) 及び貯湯槽 1 m ³
	1 基 TK 式浴場循環ろ過機 85 型 能力 15 m ³ /h
入場券券売機	1 台 フジタカ F-K-T30
合併浄化槽	分離接触ばっ気処理 ニッコーNK-125U-21aF
背負式ブロワー	1 台 スチール BR600
自走式刈払機	1 台 共立 モア AM61BE6
刈払機	1 台 ロビン BH2510H
除雪機	1 台 ヤナセ 11-22HST
警備	セコム 防犯サービス・火災監視サービス (委託契約) 19:00~8:00 休日は終日

ウェルネス倶楽部

※プール設備詳細は

別紙 保健所提出「遊泳用プール設置届」等による

暖房機	5台 遠赤暖房機 (灯油) 1台 サウナヒーター (LP ガス)
入場券券売機	1台 フジタカ KB155NN-2
AED除細動機	1台 AED-9231
水中清掃用ロボット	小1台 四柳製 SP-64 大1台 ウルトラロボットマグナムジュニア MJ-23128915
合併浄化槽	分離接触ばっ気処理 ソーダ SD-140
警備	セコム 防犯サービス・火災監視サービス (委託契約) 18:00~8:00 休日は終日